

地域防犯カメラ等設置補助金 申請の手引

(令和7年5月26日現在)



鴻巣市

目 次

1	補助制度の概要	2
2	地域防犯カメラ設置の流れ	3
3	地域防犯カメラの維持・管理	11
4	申請書類・添付書類（記載例）	13
5	問い合わせ先一覧	21

はじめに

鴻巣市では、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民や警察等関係機関の皆さんと連携・協力してさまざまな取組を行っています。

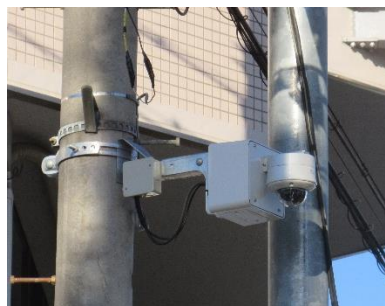
近年は、駅周辺に街頭防犯カメラの設置や住宅等防犯対策補助金事業をおこなっています。

日頃より自治会の皆さんには、自主防犯パトロールグループの活動や地域防犯推進委員の見守り活動で、市内の防犯対策強化にご尽力いただいています。ただ、地域の活動におかれましては、高齢化や人員の確保などが課題となっているところ です。

こうしたなか、地域防犯カメラは、自主防犯活動を補完することができ、より犯罪抑止効果が高まることから、地域社会の安心・安全に寄与することが期待されています。

一方、地域防犯カメラで撮影された画像は、プライバシー保護の観点から、個人情報 の取扱いに十分留意する必要があります。

本補助制度を活用して地域防犯カメラを設置しようとする自治会は、適正な画像の管理に併せ、機器の維持管理等を継続されますようお願いいたします。



1 補助制度の概要

【制度の目的】

自治会が地域に設置する地域防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを図ることを目的としています。

(1) 補助の対象となる団体

自治会、町内会に補助します。（個人に対する補助制度ではありません。）

(2) 補助対象となる経費

① 地域防犯カメラの購入及び設置工事に要する費用

（例：防犯カメラ本体、録画装置、独立柱（防犯カメラを共架する構造物がない場合）など）

補助対象外となる経費

- ・ レンタルやリース契約の防犯カメラ費用及び設置にかかる費用
- ・ 各種許可申請費、機器の維持管理費用（電気料金等）、移設・撤去費用、電柱等への共架した際の共架料、土地・建物等の使用や取得又は補償に要する費用
- ・ 常時監視が可能なモニターの購入や設置にかかる費用

② 地域防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する費用

設置を示す看板は、市でステッカーを作成しお渡しすることもできます。独自で作成する場合の申請は妨げませんが、「埼玉県屋外広告物条例」に基づき、適切な管理・運用をお願いします。

(3) 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共の場所における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設して画像記録装置を有する防犯カメラが対象となります。

補助対象外となる防犯カメラ

- ・ 特定の個人に係る私有財産保護や施設管理を目的とするカメラ
（例：マンション等の敷地内、駐車場、ごみ集積所、寺社仏閣等）
- ・ 画像記録装置がないカメラ（ダミーカメラなど）
- ・ 常時監視が可能なモニターの設置をしているカメラ

(4) 補助内容

- ① 補助対象となる経費の合計額の4分の3（100円未満切り捨て）
 - ② 1自治会につき、1年度あたり20万円を限度
- ※予算の上限に達した場合、申請を受付できない場合があります。
- ※1年度あたり1自治会につき補助金交付は1回のみ

(5) 設置・管理・運用

- ・鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠した設置運用規程を各自治会内で策定し、適正な管理及び運用をお願いします。（ガイドラインは市ホームページに掲載しています）
- ・本補助金の交付を受けた地域防犯カメラでは、設置後5年間は原則撤去不可となります。特定の役員のみでの設置決定は、管理・運用上の問題が生じることが想定されますのでご注意ください、管理・運用が滞りなくできるよう役員会等で十分に検討してください。
- ・個人のプライバシー保護に配慮が必要となります。撮影する画像の中に住宅の生活の様子が映り込み、個人を識別することが可能となってしまう場合、画角調整を行った上で周辺住民への説明を十分に行い、同意を得てください。
- ・地域防犯カメラ設置後、警察等から捜査協力を依頼される場合があります。画像データの保存や機器の取扱いについて、設置業者やメーカーによく確認した上で、操作マニュアル等を作成してください。

2 地域防犯カメラ設置の流れ

地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、撮影場所、設置・維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。次の流れを参考として準備を進めてください。

また、住宅等に防犯カメラを設置する場合は、住宅等防犯対策補助金事業をご検討ください。

【設置の前提】

撮影場所：公道・公園など

設置場所：公道上や私有地内の電柱や私有地内の構造物など

※市が管理する道路上の構造物（公衆街路灯、道路照明灯等）への地域防犯カメラの設置は、原則として認められません。

また、公道上に独立した柱を建設し、その柱に地域防犯カメラを設置することはできません。

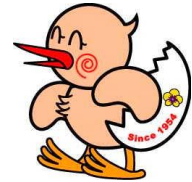
(1) 地域防犯カメラの設置に向けた準備

手順 1－1 設置の必要性を検討する

地域防犯カメラは、日頃の防犯パトロールを補完するものですので、日頃の防犯パトロール体制を見直し、地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

鴻巣警察署生活安全課に地域の犯罪発生状況を相談するなど、最新の情報を収集しましょう。

例：最近の犯罪の傾向、効果的な設置場所

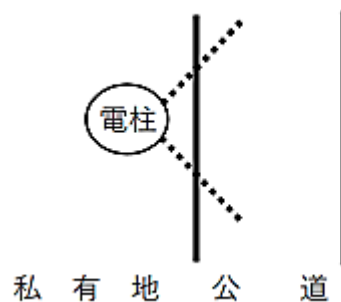


手順 1－2 設置場所・撮影範囲等を検討する

犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討しましょう。

プライバシー保護の観点から、撮影範囲・設置台数は必要最小限にしなければなりません。

設置場所によっては、許可を得る必要があり、その手順が異なります。また、手順に時間を要することや設置に制限がある場合があります。P.6～7を参照し、必要な手順を確認しましょう。



手順 1－3 設置場所の現場を確認する

鴻巣警察署生活安全課と市役所自治振興課立ち会いの下、設置予定現場を確認しましょう。警察から地域の犯罪発生状況を踏まえ、防犯上効果的な設置について助言をもらうことができます。

申請の際、警察からの助言内容を報告していただきます。書類の作成は、P.15を参照してください。



手順 1－4 設置費用・維持管理費用を考えて機器を選定する

地域防犯カメラの設置費用を、複数の業者から見積りを取り寄せましょう。

お近くの防犯カメラ取扱業者や「一般社団法人埼玉県防犯設備協会」（問合せ先 P 2 1 参照）に相談してください。

また、設置後も適正な維持管理が必要です。万が一、犯罪や事故等があった際に警察等からの協力依頼に応じられるよう、防犯カメラデータの取扱いが設置自治会で適切に行うことのできる機器を選定することが重要です。

① 防犯カメラは大きく分けて「録画一体型」と「集中管理型」に分かれます。

○ 録画一体型 カメラと録画装置が一体となっている。または同じ場所に設置されているカメラ（スタンドアロン型）

○ 集中管理型 有線または無線で離れた場所に設置している録画装置に画像を転送する方式のカメラ（ネットワーク型）

なお、レコーダーを別途用意する必要がある「集中管理型」は、維持管理及び警察等からの提供依頼時の作業が煩雑になる可能性があるため、市では S D カード内臓型の録画一体型カメラを推奨しています。

② カメラ等の性能や無線 LAN 等機能については、以下を推奨します。

有効画素数	2 0 0 万画素以上
防水、防塵基準	I P 6 6 以上
録画速度	3 コマ／秒以上
録画日数	1 4 日以内

・無線 LAN 暗号化方式：WPA2-PSK（AES）

・無線 LAN 規格：IEEE802.11n に準拠

※公益社団法人日本防犯設備協会（<https://www.ssaj.or.jp/>）が定める、優良防犯機器認定基準（RBSS 基準）に適合している製品を推奨します。

③ 住宅等の日常生活の様子が画角内に入ってしまう場合や個人を認識できる距離での設置となってしまう場合、マスキング（黒塗り）機能により個人のプライバシーの保護に配慮できます。

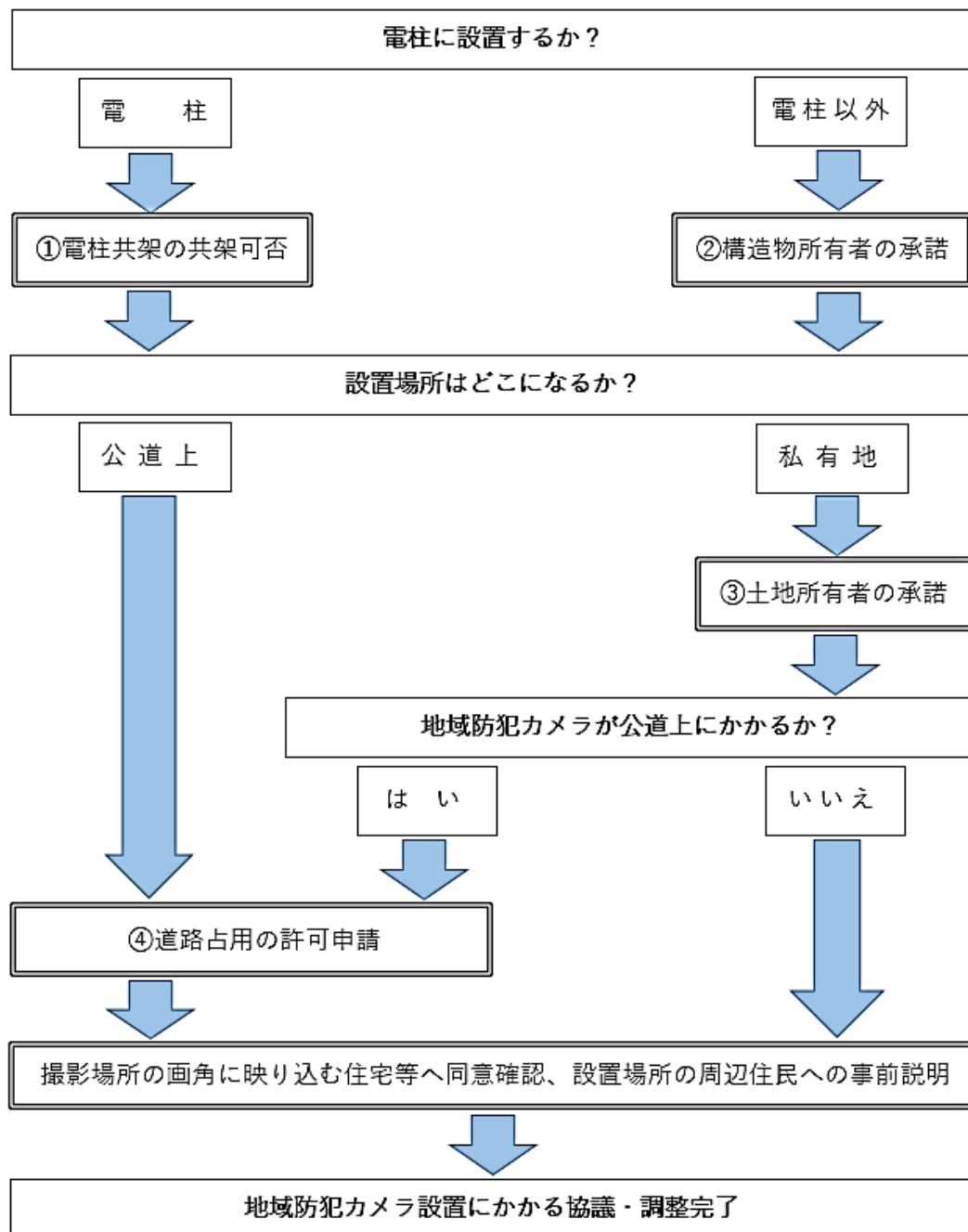
見積りをもとに、収支計画を立てましょう。

書類の作成は、P. 13～20を参照してください。

また、維持管理にかかる費用（補助対象外）も確認しておきましょう。



手順 1－5 撮影場所・設置場所に応じた協議・調整をする



① 電柱共架の可否判定〔設置場所：公道または私有地〕

防犯カメラを設置できる電柱か確認する必要があります。

※すでに他の装置がついている、地中化する予定があるなど、
共架可能な電柱か確認する必要があります。

P. 2 1 問い合わせ先一覧を参照してください。

- ・東京電力が所有する電柱の場合⇒共架可否判定を申し込む。
(別途、調査費用がかかります。)

- ・N T Tが所有する電柱の場合⇒共架可能か問い合わせる。

☆電柱の所有者は、電柱についているプレートで確認できます。

- ・プレートが1枚の場合
付いているプレートに記載されている会社が所有者。
- ・プレートが2枚の場合
下に付いているプレートに記載されている会社が所有者。

② 構造物等所有者の承諾〔設置場所：公道または私有地〕

電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

③ 土地所有者の承諾〔設置場所：私有地〕

地域防犯カメラの設置場所となる土地の所有者から承諾を得る必要があります。

④ 道路占用の許可申請〔設置場所：公道または私有地〕

地域防犯カメラを設置する場所が市管理の道路の場合、管理課（道路課）に道路占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。また、設置場所が私有地内の電柱や構造物等でも、防犯カメラ本体が公道上にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

※道路占用許可は、原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可を検討することとなっています。

※申請手続きの書類は自治振興課でお渡しします。

手順 1－6 配置予定図・設置運用規程を策定する。

現場確認して配置場所が決まったら、地域防犯カメラの配置予定図を作成してください。また、「鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していただく必要があるため、設置運用規程を策定してください。

※配置予定図の作成は、P. 1 4を参照してください。設置運用規程の策定は、P. 1 6～1 7を参照してください。

手順 1－7 地域の合意を得る

地域防犯カメラを設置するためには、手順 1－1 から 1－6 で準備した内容を地域の方へ説明し、合意を得る必要があります。

また、設置場所付近の方には事前に説明し、同意を得ておくことが必要です。

※地域に説明した内容や質問事項等を記録し、地域の合意を得ていることがわかるように書類を作成してください。（P. 18を参照）

※特定の役員のみでの設置決定は、管理・運用上の問題が生じることが想定されますのでご注意ください、管理・運用が滞りなくできるよう役員会等で十分に検討してください。

※総会以外（理事会・役員会等）の会議で設置を決定した場合は、参加者以外にも回覧板等で周知し、同意を得てください。

(2) 設置補助金交付申請の手続き

手順 2－1 補助金交付申請書を提出する

「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、自治振興課に提出してください。（P. 13を参照）

また、年度内に補助金の支払いまでを完了することが条件のため、年度末申請の場合、工事計画によっては、年度内での申請を受付できない場合があります。（P. 10を参照）

なお、予算の範囲内での執行となりますことをご承知おきください。

※添付書類

- ① 地域防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用がわかる書類（見積書及びカタログ）
- ② 地域防犯カメラ等の配置予定図
- ③ 自治会規約の写し
- ④ 地域防犯カメラの設置について警察から助言を受けたことがわかる書類（任意様式）
- ⑤ 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることがわかる書類（任意様式）
- ⑥ 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- ⑦ 収入支出予算書
- ⑧ 必要に応じて提出
 - ・ 共架可否判定回答書（東電柱に共架の場合）
 - ・ N T Tと協議したことがわかる書類（N T T柱に共架の場合）
 - ・ 土地所有者、構造物所有者が設置を承諾したことがわかる書類（私有地

の場合)

手順２－２ 交付決定通知書を受け取る

申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」「実績報告書」を送付します。交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置等を実施してください。また、交付決定通知送付前に設置工事を着手しないでください。

※注意事項

- ① 申請の内容に変更が生じる場合は、変更承認の申請が必要になります。必ず事業実施前に自治振興課に連絡してください。
- ② 交付決定後に補助金の額を増額する変更はできません。
- ③ 設置補助金の交付は、事業がすべて完了した後に指定口座へ振り込みます。

(3) 地域防犯カメラの設置工事

手順３－１ 選定業者に設置工事を依頼する

防犯カメラの設置場所により、必要な手続き等がありますので、業者と相談して進めてください。

・電柱共架の契約〔設置場所：公道または私有地〕

電柱によって、所有者が異なり、必要な手続きも異なります。

※NTT電柱は東電柱と比較して、申請費用が増える傾向にあります。

※他の装置（照明灯）がついているなど、設置状況により電柱に設置する際に高所作業車を手配しなければならず、工事費用に加算される場合があります。

手順３－２ 地域防犯カメラ・表示看板等を設置する

地域防犯カメラ設置工事の際、地域防犯カメラが設置されていることを示す看板等も必ず設置してください。看板の表示内容は、防犯カメラを設置していること及び設置者（自治会名）を必ず表示してください。

設置を示す看板は、市でステッカーを作成しお渡しすることもできますので、事前に自治振興課までご相談ください。

例：自治振興課 街頭防犯カメラの看板



(4) 事業報告の手続き

手順４－１ 実績報告書を提出する

地域防犯カメラの設置が完了したら、速やかに「実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、自治振興課に提出してください。

領収証の宛名は、必ず補助金を申請した「自治会名」としてください。

※添付書類

- ① 地域防犯カメラの購入・設置等に要する経費のわかる領収証
- ② 地域防犯カメラ等の配置図
- ③ 設置後の現場写真
(設置が確認できる写真及びカメラの撮影画角写真)
- ④ 収支決算書
- ⑤ 電柱共架契約書の写し（電柱に共架する場合）
- ⑥ 構造物等使用承諾書の写し（電柱以外に設置する場合）
- ⑦ 土地使用承諾書の写し（私有地に設置する場合）
- ⑧ 道路占用許可書の写し（公道上に設置する場合）

手順４－２ 確定通知書を受け取る

事業実績報告書類の確認後、申請自治会の代表者に「補助金確定通知書」、「交付請求書」を送付します。

手順４－３ 請求書を提出し、補助金の振り込みを確認する

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに自治振興課に提出してください。
請求書に基づき、指定した口座に振込み、補助金を交付します。

令和７年度書類関係提出期限

◎交付申請書 令和８年１月３０日（金）まで

※なお、設置工事が令和８年２月２７日（金）までに完了できない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

◎実績報告書 令和８年２月２７日（金）まで

設置補助金に関する手続きは以上です。

設置後は、「鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守するとともに、プライバシーの保護等に十分留意して、適切に維持・管理してください。（次ページ以降も参照してください）

3 地域防犯カメラの維持・管理

(1) 地域防犯カメラ設置の表示

地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を設置することで、犯罪の抑止効果が高まります。

看板には、「地域防犯カメラを設置していること」及び「設置自治会の名称」を表示してください。

(2) 地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

「鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づいた設置及び運用が行われるようプライバシーの保護を図るとともに、画像等の適切な取扱いに留意するための設置運用規程を策定し、遵守してください。

(3) 保守管理

地域防犯カメラは、屋外における長期間使用による部品の劣化などにより、運用に支障を来す故障も起こり得ます。

機種を選定を行う際に、部品の交換等にかかる費用、保証期間、故障時の対応、点検費用などの確認をしておくことが大切です。

地域防犯カメラを設置したら、定期的に動作確認や破損の有無などを点検してください。地域防犯カメラの留め具等が破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

具体的な維持管理費用の見込みについては、設置依頼業者等にご確認ください。

※参考 地域防犯カメラ維持管理にかかる費用

- ・電気料 約 6,000 円／年（市防犯カメラ 1 台の令和 6 年度実績）
- ・電柱共架料 1 本当たり 2,640 円（税込）／年
- ・SDカード等、カメラ機器に係る消耗品

なお、市で管理している防犯灯が設置されている電柱等に共架する場合、電気代の支払について同一とならないようご注意ください。

(4) 継続使用

地域防犯カメラ設置後、5 年間は継続して適切に管理してください。なお、継続使用している中で、補助金の交付の目的に反した使用や譲渡、交換、貸付等をしないようご注意ください。

(5) 警察への捜査協力

警察から犯罪又は事故捜査を目的とした地域防犯カメラの画像提供要請のため、各自治会の地域防犯カメラの管理者について自治振興課へ問い合わせがあった場合、自治会代表者の方のご連絡先をお伝えすることがございますので、ご承知おきください。

(6) 管理責任者等の変更

自治会の役員交代や諸事情により、策定した設置運用規約内の管理責任者、運用責任者、画像取扱者等が変更となった場合は、画像データの保存や機器の操作について、設置業者やメーカーによく確認した上、引き継ぎを行うようにしてください。

4 申請書類・添付資料（記載例）

様式第1号（第7条関係）

鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

（宛先）鴻巣市長

所在地・電話番号は代表者の
ものを記入してください。

自治会

名 称

〇〇自治会

所在地

鴻巣市〇〇1-1

（代表者）

職・氏名

会長 鴻巣 太郎

電話番号

〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年度鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助対象経費

内 容	金 額
例 地域防犯カメラ一式	〇〇〇, 〇〇〇円
設置工事費	〇〇〇, 〇〇〇円
看板設置費	〇〇, 〇〇〇円
支 出 合 計	(A) 〇〇〇, 〇〇〇 円

備考 補助金の交付申請額の算定方法

申請額＝支出合計（A）× 3／4（100円未満切捨て）

（限度額以上の場合は限度額を、限度額未満の場合は当該額を記載すること。）

2 補助金の交付申請額

円

3 地域防犯カメラ設置計画

設 置 予 定 場 所	鴻巣市〇〇2-2
設 置 予 定 台 数	1 台

4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラ等の購入及び設置に要する額を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置予定図
- (3) 自治会の規約の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について警察署から助言を受けていることを証する書類（任意様式）
- (5) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることを証する書類（任意様式）
- (6) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

任意様式

記 載 例

地域防犯カメラの配置予定図

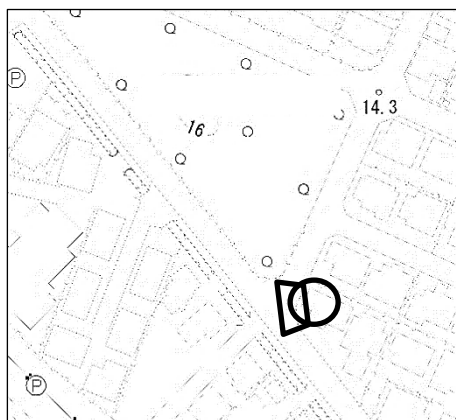
自治会名 ○○自治会

設置予定場所 鴻巣市○○2-2

◎周辺図



◎拡大図



◎現場写真

写真



◎撮影画角写真（予定）

写真



任意様式

記 載 例

地域防犯カメラ設置に係る所轄警察署との現場確認について

自 治 会 名 ○○自治会

代 表 者 名 ○○ ○○

地域防犯カメラの設置について、次のとおり鴻巣警察署と現場確認をした結果を報告します。

1 実施日

令和○年○月○日

2 地域防犯カメラ設置予定場所

鴻巣市○○2-2（別添参照）

3 設置における助言内容

警察から受けた助言内容を記載してください。

鴻巣警察署生活安全課と上記設置予定場所の現地確認を行い、以下の点を踏まえて設置するよう助言をいただきました。

- ・ ○○○○～
- ・ □□□～

〇〇自治会防犯カメラ設置運用規程

1 目的

この規程は、〇〇自治会が設置する防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意し、当該自治会区域内における犯罪の防止を目的とするものである。

2 設置場所及び設置台数

- (1) 防犯カメラ 〇台
鴻巣市〇〇2-2地内
- (2) 録画装置 一式
録画を転送して保存する仕組の場合は、装置が住所を記載

3 設置者及び管理責任者等

- (1) 設置者
〇〇自治会 〇〇 〇〇（団体名・代表者名を記載）
- (2) 管理責任者
〇〇自治会 〇〇 〇〇（管理責任者名を記載）
- (3) 運用責任者
〇〇自治会 〇〇 〇〇（運用責任者名を記載）
- (4) 画像取扱者
〇〇自治会 〇〇 〇〇（画像取扱者名を記載）

4 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、上記運用責任者及び画像取扱者が行うものとし、他の者が行う場合は、運用責任者の許可を得なければならない。

5 設置の表示

設置者は、防犯カメラの撮影区域又はその周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には自治会名を記載することとする。

6 画像の適正な管理

管理責任者等は、画像について次のとおり取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

- ア 記録媒体一体型防犯カメラについては、記録媒体取り出し部を施錠可能なケースで保護し、運用責任者及び操作担当者以外の者の持ち出しを禁止する。
- イ 画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えいを防止するため、必要な措置をとる。
- ウ 上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際は、その理由を記録

に残すこととする。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、〇〇日間とする。

上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせて記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化などにより、確実に消去する。記録媒体、記録装置を破棄する場合は、画像の読み取り及び復元ができないように処分する。

(4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7 秘密の保持

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。このことは、設置者及び管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

8 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書による画像提供の要請を受けた場合。

上記に基づき、第三者に画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録に残すこととする。

9 問い合わせ等への対応

管理責任者等は、設置した防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情を受けた場合、問い合わせ等の内容が、設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうかを判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検及び撤去

管理責任者等は、防犯カメラに関わる機材を定期的に点検し、修理・修繕を行うこととする。また、設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って機材や表示を撤去する。

(附則)

この規程は、 年 月 日から施行する。

任意様式

記 載 例

〇〇自治会定期総会議事内容

1 日 時
年 月 日 () 午後〇時

2 場 所
〇〇集会所

3 会員総数 〇〇〇人
出席人数 〇〇人

4 議 題
地域防犯カメラの設置について
※該当する議題のみ抜粋可

5 内 容
地域防犯カメラの設置について、目的・設置場所・撮影範囲・台数・維持管理などを説明し、「鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき策定した設置運用規程に則り、適切に設置・運用することで承認されました。

6 議題に対する質疑

(1) 質問 1
〇〇〇
回答 1
〇〇〇

※地域防犯カメラを設置する旨の説明内容及び地域の合意を得られたことがわかるように記載してください。

また、総会以外（理事会・役員会等）の会議で設置を決定した場合は、参加者以外にも回覧板等で周知し、同意を得てください。

（トラブルが起きないように配慮してください）

任意様式

記 載 例

収 入 支 出 予 算 書

収入の部

項 目	金 額
地域防犯カメラ設置補助金	150,000円
自治会費より繰入	50,000円
収 入 合 計	200,000円

支出の部

項 目	金 額
防犯カメラ一式	150,000円
設置工事費	45,000円
看板設置費	5,000円
支 出 合 計	200,000円

任意様式

記 載 例

土地建物使用承諾書

〇〇年〇〇月〇〇日

所有者住所 鴻巣市〇〇2-2

所有者氏名 〇〇 〇〇 印

私が所有する土地及び建物について、〇〇自治会が設置する地域防犯カメラの趣旨に賛同したので、下記のとおり使用することを承諾する。

記

- 1 土地の所在 鴻巣市〇〇 〇-〇-〇
- 2 建物の所在 鴻巣市〇〇 〇-〇-〇
- 3 使用目的 地域防犯カメラ設備一式を設置するため
- 4 使用期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 5 使用者氏名 地域防犯カメラ設置者
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 印

5 問い合わせ先一覧

- 補助金申請に関する問い合わせ
自治振興課防犯・交通担当
048-541-1321（内線）3115・3117
- 設置場所・犯罪発生状況に関する相談
鴻巣警察署生活安全課生活安全係（防犯担当）
048-543-0110（代表）
- 電柱への設置に関する問い合わせ
東電柱への共架
東電タウンプランニング 共架オペレーションセンター
048-637-3970（平日9：00～17：00）

NTT柱への添架
(株)NTT-ME 設備マネジメント部
オンサイトオペレーションセンター
設備カスタマ部門 添架担当
TEL 042-312-9009（案内ガイダンス後1を押す）
メール tenga-shinsei-m1@east.ntt.co.jp
- 機器の選定に関する相談
一般社団法人埼玉県防犯設備協会
048-831-3927（平日10：00～16：00）